

指令村総建総 第998号

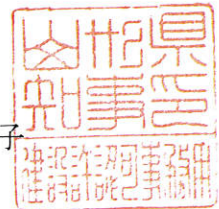
株式会社 竹内鉄工所

代表取締役 竹内 新一

平成29年 9月 4日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法
第3条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

平成29年 9月26日

山形県知事 吉村 美栄子



記

- 1 許可番号 山形県知事許可 (般-29) 第100266号
- 2 許可の有効期間 平成29年10月 7日から平成34年10月 6日まで
- 3 建設業の種類 建築工事業 鋼構造物工事業
- 4 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 平成34年 9月 7日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)